

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書9 関連工事に関する事項	特記仕様書9-2に示される工事着手可能時期の変更によって、上部工の架設計画やその他の施工内容に変更が生じる場合、発生する費用は設計変更協議の対象でしょうか？	監督員が必要と認めた場合、協議対象となるものとお考えください。
2	特記仕様書9 関連工事に関する事項 特記仕様書17-1 工事の部分使用	特記仕様書9-2に示される工事着手可能時期が遅延する場合、同じく17-1に示される部分使用の開始時期を延伸していただくことは可能でしょうか？ また、部分使用開始時期が変更できない場合、工期短縮に要する費用は設計変更の対象でしょうか？	工事着手時期が遅延した場合の部分使用の開始時期については、別途協議事項とします。 また、工程短縮に要する費用については、監督員が必要と認めた場合、協議対象となるものとお考えください。